平成２９年（フ）第３１６９号
大阪市都島区都島南通１丁目20番15号　ユニゾンマンション　703号
債務者　越後　哲司
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１９７号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目４番25号　吉中ビル301号
債務者　芳野　輝俊
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２９４号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　大阪自彊館
債務者　服部　圭介
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３１０号
大阪市生野区中川２丁目２番10号　プレイス中川　701号
債務者　福村　　治
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３１６号
大阪府豊中市野田町17番１―1008号、前住所大阪府豊中市曽根西町３丁目１番16―101号
債務者　馬場　英通
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６４号
長崎県長崎市新小が倉１丁目７番５号　コートダジュール101
債務者　木村　文昭
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４６号
鹿児島県肝属郡肝付町後田1345番地１
債務者　鑪　　浩二
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
石川県珠洲市若山町向31の部16番地３、前住所石川県珠洲市飯田町25部４番地２
債務者　鹿野みゆき（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第９０５号
愛知県知多市八幡字蔵池40番地の１　アンプルールリーブル柊201
債務者　福島　卓昌
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９３号
函館市亀田港町38番13―106号
債務者　金場ひとみ
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１９５号
函館市昭和１丁目７番27号
債務者　山本　　洋
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１９８号
北海道寿都郡黒松内町字北作開230番地１104号
債務者　富澤　昭徳
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第７０号
岐阜県大垣市東町２丁目86番地１　カーサ・ソフィアＡ　101
債務者　山田　　稔
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第２６４号
静岡県駿東郡小山町吉久保412番地の12　メゾン・ド・吉久保　202、前住所静岡県駿東郡小山町用沢573番地の２　ヴィラージュ用沢301号
債務者　芹澤　　彩
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
島根県出雲市天神町606番地　出雲創造Ⅲ―206
債務者　松尾　和成
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第２７３号
静岡県沼津市大岡465番地の１
債務者　入江　和子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６３号
福岡県行橋市行事１丁目６番９号　ガーデンサバーブＢ棟202号
債務者　塚本　　恵
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係